

## 後遺障害等級表

※平成 22 年 6 月 10 日以降発生の事故に適用

<自動車損害賠償保障法施行令別表第一>

| 等級    | 介護を要する後遺障害  | 保険金額     |
|-------|---|----------|
| 第 1 級 | 1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの<br>2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの | 4,000 万円 |
| 第 2 級 | 1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの<br>2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの | 3,000 万円 |

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

<自動車損害賠償保障法施行令別表第二>

| 等級    | 後遺障害   | 保険金額     |
|-------|--|----------|
| 第 1 級 | 1 両眼が失明したもの<br>2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの<br>3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>4 両上肢の用を全廃したもの<br>5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>6 両下肢の用を全廃したもの   | 3,000 万円 |
| 第 2 級 | 1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの<br>2 両眼の視力が 0.02 以下になったもの<br>3 両上肢を手関節以上で失ったもの<br>4 両下肢を足関節以上で失ったもの   | 2,590 万円 |
| 第 3 級 | 1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの<br>2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの<br>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>5 両手の手指の全部を失ったもの   | 2,219 万円 |
| 第 4 級 | 1 両眼の視力が 0.06 以下になったもの<br>2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの<br>3 両耳の聴力を全く失ったもの<br>4 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>5 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>6 両手の手指の全部の用を廃したもの<br>7 両足をリストラン関節以上で失ったもの  | 1,889 万円 |
| 第 5 級 | 1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの<br>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>4 1 上肢を手関節以上で失ったもの<br>5 1 下肢を足関節以上で失ったもの<br>6 1 上肢の用を全廃したもの<br>7 1 下肢の用を全廃したもの<br>8 両足の足指の全部を失ったもの | 1,574 万円 |

| 等級    | 後遺障害  | 保険金額     |
|-------|---|----------|
| 第 6 級 | 1 両眼の視力が 0.1 以下になったもの<br>2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの<br>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの<br>4 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの<br>6 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの<br>7 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの<br>8 1 手の 5 の手指又はおや指を含み 4 の手指を失ったもの   | 1,296 万円 |
| 第 7 級 | 1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの<br>2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>3 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>6 1 手のおや指を含み 3 の手指を失ったもの又はおや指以外の 4 の手指を失ったもの<br>7 1 手の 5 の手指又はおや指を含み 4 の手指の用を廃したもの<br>8 1 足をリストラン関節以上で失ったもの<br>9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの<br>10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの<br>11 両足の足指の全部の用を廃したもの<br>12 外貌に著しい醜状を残すもの<br>13 両側の睾丸を失ったもの | 1,051 万円 |
| 第 8 級 | 1 1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの<br>2 脊柱に運動障害を残すもの<br>3 1 手のおや指を含み 2 の手指を失ったもの又はおや指以外の 3 の手指を失ったもの<br>4 1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの<br>5 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの<br>6 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの<br>7 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの<br>8 1 上肢に偽関節を残すもの<br>9 1 下肢に偽関節を残すもの<br>10 1 足の足指の全部を失ったもの   | 819 万円   |

| 等級     | 後遺障害   | 保険金額   |
|--------|--|--------|
| 第 9 級  | 1 両眼の視力が 0.6 以下になったもの<br>2 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの<br>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの<br>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの<br>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの<br>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの<br>7 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>8 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの<br>9 1 耳の聴力を全く失ったもの<br>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの<br>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの<br>12 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指を失ったもの<br>13 1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの<br>14 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの<br>15 1 足の足指の全部の用を廃したもの<br>16 外貌に相当程度の醜状を残すもの<br>17 生殖器に著しい障害を残すもの | 616 万円 |
| 第 10 級 | 1 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの<br>2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの<br>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの<br>4 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>5 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの<br>6 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの<br>7 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの<br>8 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの<br>9 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの<br>10 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの<br>11 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの  | 461 万円 |
| 第 11 級 | 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの<br>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの<br>3 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの<br>4 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>5 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの<br>6 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>7 脊柱に変形を残すもの<br>8 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの<br>9 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの<br>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの   | 331 万円 |

| 等級     | 後遺障害   | 保険金額  |
|--------|--|-------|
| 第 12 級 | 1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの<br>2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの<br>3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの<br>5 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの<br>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの<br>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの<br>8 長管骨に変形を残すもの<br>9 1手のこ指を失ったもの<br>10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの<br>11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの<br>12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの<br>13 局部に頑固な神経症状を残すもの<br>14 外貌に醜状を残すもの | 224万円 |
| 第 13 級 | 1 1眼の視力が0.6以下になったもの<br>2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの<br>3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの<br>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの<br>5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>6 1手のこ指の用を廃したもの<br>7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの<br>8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの<br>9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの<br>10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの<br>11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの  | 139万円 |
| 第 14 級 | 1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの<br>2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの<br>4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの<br>5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの<br>6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの<br>7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの<br>8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの<br>9 局部に神経症状を残すもの   | 75万円  |

- 備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。  
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。  
 ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。  
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。  
 ⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。  
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

- (注) 1. 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次通り繰上げる。
  - ・ 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
  - ・ 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰上げる。
  - ・ 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰上げる。
 2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。